

取扱区分：「公開」

平成27年第3回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています



平成27年3月9日(月)午前10時0分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

## 平成27年第3回

### 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成27年3月9日(月) 午前10時0分 ～ 11時49分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

#### 3 会議に付した議案

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第6号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第8号	農業振興地域整備計画の変更について	2件
議案第9号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画について	335件
議案第10号	特定農用地利用規程の認定について	1件
報告第12号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第13号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	8件
報告第14号	非農地証明について	9件
報告第15号	農地法第18条の規定による通知について	1件
報告第16号	農業生産法人報告書の提出について	1件

#### 4 出席委員

第1番	江波一男君	第2番	田中榮作君
第5番	笠井保雄君	第6番	松岡清治君
第7番	藤井澄子君	第8番	大田幹代君
第9番	歳光時正君	第10番	杉村洋治君

第11番	福 田 栄 司 君	第12番	山 崎 弘 子 君
第13番	林 定 子 君	第14番	村 木 実 君
第15番	松 田 孝 行 君	第16番	山 崎 光 夫 君
第17番	水 井 規 雅 君	第18番	石 村 敏 昭 君
第19番	秋 貞 啓 子 君	第20番	白 石 純 治 君
第21番	有 馬 俊 雅 君	第22番	小 林 一 雄 君
第23番	高 橋 恵 君	第25番	杉 村 龍 男 君
第26番	藤 井 和 典 君	第27番	梅 田 洋 治 君
第28番	椎 木 人 志 君	第29番	大 江 静 人 君
第30番	弘 中 壽 君		
第31番	岩 田 学 君 (職務代理者)		
第32番	西 田 孝 美 君 (会長)		

## 5 欠席委員

第3番	野 村 一 男 君	第4番	藤 井 孝 君
第24番	長谷川 和 美 君		

## 6 関係人

農林課	課 長	河 村 拓 造
	主 査	岡 田 周 造
	主 査	山 本 勝 道

## 7 事務局職員

局 長	西 村 一 成	次 長	末 長 信 博
書 記	林 和 史		



次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は41アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は水稻を作付けされることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第29番

29番の●●でございます。1番について3月2日、譲受人立会いのもと、また、譲渡人には電話にて申請内容に間違いがないかを確認、調査しましたので、ご報告いたします。只今、事務局から説明があったとおりです。譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作が困難なため所有権を移転するものです。申請地は10年以上前から譲受人の父親が、耕作しており4775番1については平成25年に利用権が再設定されていましたが、解約届が出されております。申請地は譲受人の自宅に接しております。現況地目は水稻一毛作田で

す。譲受人の営農計画の達成見込みはあり、妥当と思われます。どうかよろしくご審議の程、お願いします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次の2番につきましては、第●●番、●● ●委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたします。

●●委員には、2番の審議が終わるまで、退席をお願いいたします。

【第●●番 ●● ●委員 退席】

それでは、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

2番についてご説明いたします。申請地は●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の905平方メートル、及び畑、264平方メートル、合計3筆の1,169平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地で耕作が不可能なため譲り渡すとされ、譲受人は申請地が自宅に近く、利便性が良いため贈与により譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は143アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は普通畑として野菜を栽培されることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第28番

28番の●●です。私は●●地区の担当ではありませんが、代理人として3月3日に譲受人と現地で確認し、譲渡人とは電話で確認しましたので、ご報告いたします。只今、事務局から説明があったとおりで、利用権が設定されていた所をこの度、権利移動をするものです。申請地は県営住宅と宅地との間にある3筆の畑になっていて、今は多少草が生えています。これは耕耘すればすぐにでも植え付けができると思います。譲受人は野菜を作付けし、JAや道の駅に出荷したいと言われておりました。申請地は譲受人の自宅から約300メートルと近いので、この度の話が進んだそうです。以上、問題

はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

【第●●番 ●● ●委員 着席】

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●●字●●●●に所在する農用地区域内農地の田、1,570平方メートルございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は会社勤務の都合で通作が困難となったため、現在耕作してもらっている譲渡人に譲り渡すとされ、譲受人は申請地が所有地の隣地で規模拡大のために、贈与により譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は113アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は水稻を作付けされることとであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

19番の●●でございます。3月8日、現地にて譲受人と確認し、譲渡人とは電話で確認しました。譲受人は自宅そばにある申請地を既に10年以上田として耕作しておられます。譲渡人は会社勤務の都合と住居が離れていることで、通って農業をすることが難しいため、現在まで耕作してもらっていた譲受人にこの度、譲り渡すことになりました。譲受人も決して若くはありませんが、夫婦でまだ耕作できますし、農繁期には息子夫婦も手伝われて耕作については可能であり、規模を拡大したいという強い意志も見られますので、今後も耕作していかれると思います。よろしくご検討お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番と5番ですが譲受人及び借受人が同一人で、土地の所在も近接していますので一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

4番と5番についてご説明いたします。申請地は、●●●地区の白地地区の大字●●●●●字●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の2,719平方メートル、並びに字●●に所在する農用地区域外農地の田、205平方メートル、及び畑、124平方メートル、合計4筆の3,048平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人及び貸付人はともに遠隔地に居住のため耕作が不可能なため4番は贈与により譲り渡され、5番は使用貸借契約をされるとのことで、譲受人及び借受人はこれらの農地を以前より管理してきており、申し出を受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人及び借受人は以前より管理しており、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人及び借受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は30アールで、当地区の

30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転、及び使用貸借契約ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか自家用野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第21番

21番の●●です。4番について去る3月7日、譲受人と現地で確認しましたので報告します。なお、譲渡人は遠隔地に居住のため、3月8日に電話で確認しました。内容につきましては事務局の説明のとおりです。譲渡人は相続をしましたが遠隔地のため耕作が困難であり、これまでも管理をしてきてもらっていた譲受人に贈与したいとのことでした。譲受人は自宅に近くて便利であることから、譲り受けるとのことでした。今後も野菜若しくは米作ができればとのことでした。特に問題はございませんでした。

続きまして5番についてご説明いたします。こちらも去る3月7日、借受人と現地で、貸付人とは遠隔地のため3月8日に電話で確認しました。こちらも同様に借受人はこれまでも管理をしてきておりまして、この度正式に契約をするとのことでした。今後も引き続き野菜を作りたいとのことでした。特に問題はないと思います。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

只今の4番と5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第27番

5番についてですが、議案書に使用貸借で今回正式に契約という記載ですがこの辺り、いかがでしょうか。

事務局

4番の案件は相続が発生した時に、申請人同士が兄弟ですので、譲受人が相続をすればこの3条申請はなかったわけです。しかし、一端、譲渡人である兄が相続したものの遠隔地で耕作できないため、譲受人である弟が管理しなければならないので贈与することとなりました。しかしながら下限面積に不足するため、5番の案件の貸付人も親戚ということで、理解を得て下限面積を満たすために、契約したと聞いております。

議長

よろしいでしょうか。他にはありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、6番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

6番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の48平方メートルでご

ございます。

権利移動に関しましては、現況が道路と水路になっている土地を周南市に寄付をし、田として一体利用している申請地を代替えの土地として譲り受けるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思われまます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は141アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けすることと、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番の●●です。申請地は約25年前の、ほ場整備で水路と農道を付け替えて、その時登記手続きをしないまま所有者が亡くなったため、そのままになっていたものです。申請地はその時から田として耕作されていて、何ら

影響もなかったわけですが、なぜこのようになったかと言うと、水路改修をするのにこのままだと具合が悪いと聞いています。内容的には問題ないので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第27番

用途変更をして所有権移転をするとなつていますが、地目は何になるのですか。

事務局

●●委員さんからの説明もありましたが、元々、この申請地は、ほ場整備やそばにある旧●●●時代の●道●●線の整備で、この辺り一帯を整備した時申請地は、いわゆる赤線、青線でした。そしてこの度、●●●●事務所が水路改修をするということで用地測量をし、現地確認して判明したものです。当時、赤線、青線を用途廃止し払い下げ、付け替えた農道と水路を分筆、所有権移転しておけばよかったのですが、未了だったので今回の申請となつたと聞いております。

議長

よろしいでしょうか。その他ありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

議案書の4ページをお願いいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条による許可申請は1議案1件でございます。それではご説明いたします。

申請人は今回転用申請地の相続人5人です。5人すべて周南市外に居住しており、職業は全て無職です。相続後から遊休地となっている畑と田及び隣接する雑種地の2筆174番3及び175番4を活用するため、近くに送電線があり太陽光発電に適した土地であることに着目し、安定した収入を得るため太陽光発電施設を設置するため申請されたものです。発電出力48.96キロワットの太陽光パネル267.84平方メートル、パネル枚数192枚と進入路を設置し、売電事業を行なおうとするものです。

なお、この度の申請が出たことから調査に行き、申請人が今回申請地に隣接する農地を違反転用し、住居を建設していることが判明しました。このことを申請人側に伝えたところ、建設会社にすべて任せていたため、農地法の許可がいることを全く知らなかったとのことで、事後の追認事案とはなりません。次回の総会の議案として上程しますので、この案件を審査、許可して欲しいとの誓約書が提出されました。このことも併せてご報告しておきます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から南西、●●方面へ約360メートルの所に位置しており、県道●●●●●●●●線沿いに位置しております。●●農協と道を挟んで対面に位置しております。

申請地の所在につきましては、●●●3丁目174番9、地目は畑、地積は523平方メートル、同じく175番1、地目は田、地積は194平方メートルでございます。

なお、先程申しあげましたが、隣接の174番3及び175番4と一体に利用するもので総面積は、1,149平方メートルとなります。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び配置図を表示)

続きます。土地利用計画図及び配置図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真と航空写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種住居地域と定められた第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われま。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、1,000平方メートルは超えておりますが、開発行為でない旨の届出を市の担当課にし、2月25日付けで受理されております。中国電力との電力受給契約も支障はないものと思われま。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、問題なしと判断されます。利用状況から雨水についてはこれまで同様、道路側溝に排出され、状況に変わりございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

5番の●●です。去る3月2日、申請人は5人ですがそれぞれ遠隔地のため代理人に意志確認、現地調査をしたことを報告いたします。位置、内容については事務局の説明のとおりですので省略します。5人とも遠隔地で耕作できず、後継者もいないため、管理に困っていたところ太陽光発電施設を設

置し、土地活用としてはどうかとの提案があり、また、事業収益も見込め、近隣にも被害が少ないため全員で事業を行うことにしたとのこと。共有者5人とも年金生活者であり、事業収入を得るため太陽光発電事業をし、中電との契約は代表者1人との契約となるため、5人の中の1人が窓口となり採算性の合う立地場所で遊休地を検討したところ日照もよく三方が道路に接し、密集した住居もなく、農地もないことから維持管理に適していることにより、申請地を選定したとのこと。なお、申請書には事業計画書、資金計画書、土地利用計画図、開発行為でない旨の届出も添付され、被害防除計画書に添って調査しましたが、何ら問題ありませんでした。最後に、事務局から説明がありましたように隣地の農地について、無断転用が見つかりましたことについては、県道の拡幅時の立ち退きをし、平成20年に建て替えたものだそうです。すべて業者に依頼していたことから万全を期したと理解していたところ、ご指摘のとおり農地法の認識が不足し、申し訳ありませんでしたと言われています。当該転用につきましては、速やかに許可申請書を提出するとの確約書が提出されました。今後は農地法を遵守すると十分反省しておられます。以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第31番

5人とも遠隔地に居住ですが、今後の管理はどのようにされますか。例えば草刈りとか維持管理ですが、どのような管理体制を取られるのでしょうか。

第5番

今まで私は再三、太陽光発電設備の案件に関わりましたが、業者に契約で管理をしてもらうようになっています。今回もそうらしいです。言い洩らしていました。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第7号を議題といたしますが、1番と2番は譲受人が同一人で、土地の所在も隣接していますので一括して、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案3件でございます。それでは1番と2番を一括してご説明いたします。

申請人は市内に在住の会社員ですが、隣接地を譲り受け自己用住宅地の拡張を図り、主に駐車場を確保しようとするものです。なお、譲渡人2人の被相続人が平成13年5月に無許可で田を埋め立てコイン精米施設を設置し違反転用したものです。2番の譲渡人が財産整理をされ、売却しようとして初めて、違反転用が分かったものです。1番の譲渡人も相続した土地で、違反転用ということに今回初めて知ったということです。なお、違反転用していたことにつきましては、両名より今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は市役所●●支所から東北東に約720メートルの所で、北西230メートルの所には●●中学校、西北西約220メートルの所に●●公民館、西南西に約280メートルの所には●●浄水場があります。市道●●●●線に面した所に位置しております。

申請地の所在につきましては、1番は大字●●字●●809番5、地目は

田、地積は10平方メートル、2番は同じく809番6、地目は田、地積は198平方メートルで、それぞれ現況は宅地でございます。転用面積は合わせて208平方メートルで、拡張後の全体面積は445平方メートルで、建蔽率は28.4パーセントで22パーセントを超えておりますことから、転用については問題ないものです。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道にある概ね500メートル以内に2以上の公共施設がある市街地化の傾向が著しい区域にある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、他に適当な土地のないことから立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況につきましては、開発行為でない旨の届が2月25日付けで申請、受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水については自然流下で農業用排水路へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから  
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第17番

17番の●●です。去る3月2日に譲受人と現地調査、確認をし3月4日  
に譲渡人と電話で確認しましたので報告いたします。事務局の説明のとおり  
2番の申請地809番6は譲受人の宅地の隣接で、1番の申請地809番5  
は2番の申請地と市道との間に位置する細長い三角形の10平方メートルの  
土地です。いずれの申請地も既に埋め立てられ、整地されておりその時期は  
はっきりしませんが、2番の申請地の相続前の所有者である、亡き夫が昭和  
45年に法第3条の許可を受け、田として取得してから、数年後に無許可で  
埋め立てたとのことで、その際、前面道路の乗り入れが不便であることから、  
当時の1番の所有者であった現所有者の亡き父親との話し合いで1番の申請  
地も同時に埋め立てたとのことです。いずれの譲渡人も相続前の所有者が行  
ったことで、知らなかったこととはいえ、申し訳なかったと、この度、それ  
ぞれから始末書が提出されています。2番の申請地には1月末頃までコイン  
精米機が設置されて近隣に便宜を図ってきましたが、81歳と高齢になり遠  
隔地の●●から管理に通うのは難儀であることから、1番の譲渡人の同意の  
もとに、隣接の譲受人に働きかけたところ、譲受人も3年前まで別居中であ  
った母の介護のため同居が必要になったことと、既に同居中の息子夫婦だけ  
でなく、更に娘夫婦の子供を昼間預かっていることから、その送迎に来る娘  
夫婦のための駐車場も必要など、合計7台の駐車スペースが必要であること  
などから、譲り受けることにしたものです。手続き上の不備はないと思われ  
ます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第 27 番

こういう場合は所有者が第 4 条でやっておくべきだったと思いますが、今後、こういう事例があれば農業委員も指導というか、日頃から気が付いて疑問が生じたら相談などすべきと考えます。これは気付きです。

第 31 番

譲渡人の●●さんのご主人はハウレンソウを栽培していて昨年亡くなりましたが、私とは付き合いがあり、ここにコイン精米機を設置していたことは十数年前から知っていました。ここの糠を利用して立派なハウレンソウを栽培していました。ここを埋め立てた時期は現在の農業委員の●●委員さんのずっと前ですよ。

議長

●●委員さん何かありますか。

第 17 番

そうですね、私が農業委員になる前のことですね。●●委員さんの言われることは、農業委員としてごもっともなことです。この件は時期的に私の前任者の時代のことです。

議長

その他ありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 7 号 1 番につきまして、採決を行います。

許可することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1 番は許可することと決定いたします。

続きまして、議案第 7 号 2 番につきまして、採決を行います。

許可することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2 番は許可することと決定いたします。

続きまして、3 番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたし

事務局

ます。

それでは3番についてご説明いたします。申請人は●市に在住の会社員ですがこの度、父親宅に隣接する申請地を借りて自己用住宅を建設しようとするものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は●●自動車道●●インターチェンジの県道●●●線接続口から北西に約230メートルのところ、この県道に面したところに位置しております。

申請地の所在につきましては、大字●●字●●●383番4、地目は田、地積は246平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

続きまして、土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図及び立面図を表示)

自己用住宅の平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、300メートル以内に高速自動車道の出入口がある第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、他に適当な土地のないことから立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

接道については敷地は私道で県道に接道しており、問題ありません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、汚水については公共下水道に接続され、雨水については自然流下で道路側溝へ排出されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

8番の●●です。1月末より貸付人と数回話をし、そして昨日3月8日に貸付人と借受人にそれぞれお話を伺いました。内容は事務局の説明のとおりです。申請地は貸付人の自宅に隣接しています。借受人は貸付人の息子さんですが、現在市外にお住まいです。将来を考えてご両親の近くに住み、田畑の作業なども仕事の休みに手伝いたいという理由から、自己用住宅を建築したいということでした。貸付人も息子さんが2人の子供がいて自然豊かなこの地域で子育てができ、自分の住んでいる地域の繁栄、少子化問題などに少しでもプラスになればと思いますとお話されておりました。申請地は昨年まで自家用野菜や花などを定植、栽培されておりましたが、現在は草刈りをされてきれいに管理されておりました。農地法第5条の規定による許可申請について、問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第7号3番につきまして、採決を行います。

許可することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可することと決定いたします。

続きまして、議案第8号を議題とします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第8号「農業振興地域整備計画の変更について」

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたので意見を求める。

平成27年3月9日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

2件ともに除外でございます。

議長

これからの諮問につきましては、本日、農林課の職員の方々に来ていただいておりますので、まず、課長さんよりご挨拶をお願いいたします。

農林課

【農林課 ●●課長 挨拶】

議長

ありがとうございました。

それでは●●主査より説明をいただき、その後に、地区担当農業委員さんから現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1番につきまして、説明をお願いいたします。

農林課

皆様おはようございます。農林課の●●です。本日はよろしくお願いたします。

では、議案第8号農業振興地域整備計画の変更について、説明いたします。今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、1月末までに、2件の

除外の申し出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、お諮りするものです。

それでは各案件の説明をいたします。

まず、1件目の説明をいたします。場所は●●●地区、目的は資材用倉庫です。本件では、現在、利用している資材倉庫が狭いため、現資材倉庫の隣接地に新たに資材倉庫を建築したいとのことで、利便性も考慮したうえで、他に適地がないため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●総合支所から●●方面に約4キロメートル行き、県道●●●号●●●線を●●方面に約6キロメートル進んだところに位置します。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが、周辺図です。申出地の登記地目は図の右側が畑で、登記面積は576平方メートル、そして、左側が田で、1,291平方メートルでございます。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが分間図です。

申出地の北側は山林、西側は●●川、南側は●●●川、そして東側は資材倉庫にそれぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。南東から北西へ撮った写真です。そして、もう一枚が、南西から北東へ撮った写真です。説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関しての意見を願います。

第10番

10番の●●です。去る3月2日、申請人と現地でお会いして調査をいたしましたので、その結果をご報告いたします。まず、申請地は周南市の●の端わずか50メートルか100メートル行きますと●●市●●町になります。●●川と県道●●●号線に挟まれ、●●自動車道の高架と交差した所にあります。申請地は現在きれいに耕されています。しかし、もう5,6年は耕作してないとのことでした。そばに●●●川が流れておりますが、高速道路ができて水量が少なくなり、●●川からポンプで水を取る状態で、しかも洪水の時

は冠水するという悪条件がその理由と言われていました。申請者は配偶者が病気をされ、後継者もないことから耕作を中止し、今後も耕作の予定はないとのことでした。被害防除計画や現地を調査しても周辺に及ぼす影響もないように思いますので、農業振興整備計画の農用地利用の変更は適当と認めます。以上、ご報告申しあげます。よろしくご審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

議長

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号1番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、2番につきまして、説明をお願いいたします。

続きまして、2件目の説明をいたします。

農林課

場所は●●地区、目的は自己用住宅です。本件では、申出者の子が自己用住宅を建築したいとのことで、自己所有地で申出地以外に他に適地がないため、今回の申出となりました。

(スクリーンに小縮尺図を表示)

こちらが申出地の位置図です。申出地は、●●支所から県道●号●●●線に入り、●●方面に1キロメートル進んだところで●●支所から約1.4キロメートルに位置します。

(スクリーンに大縮尺図を表示)

こちらが、周辺図です。申出地の地目は畑で、登記面積は430平方メートルです。

(スクリーンに分間図を表示)

こちらが分間図です。申出地の南側、西側は市道を挟んで農地、東側は宅地、北側は山林に、それぞれ面しております。

(スクリーンに写真を表示)

こちらが現地の写真です。1枚目が南東から北西へ2枚目が西から東へ撮った写真です。説明は以上です。

議長

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関するの意見をお願いいたします。

第9番

9番の●●です。3月1日に現地にて申請者、●●会長、私で現地調査しましたのでご報告いたします。現地は農林課の説明のとおりです。ここは●●地区の、ほ場整備の時に代替地として畑として残した土地で28歳の農業後継者の家を建てようとするものです。すぐ上にあります父親の家が手狭になり、下にある申請地に建てようとするものです。隣接の市道は幅員5メートルあり、集落排水の下水道もあり、近接の農地は私道を挟んで反対側にあり、農地に及ぼす影響はないと思います。調査基準に合わせて調査しましたが、問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第27番

今回の議案は除外ですが、今後の農地転用の手続きに漏れないように、指導したらどうでしょうか。

議長

今後は農地転用申請の予定のはずですので、漏れはないはずですよ。

他にありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第8号2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第9号を議題といたします。事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、周南市長より別紙のとおり周南市農用地利用集積計画が提出されたので、委員会の決定を求める。

平成27年3月9日 提出 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

別添の別紙1「周南市農用地利用集積計画」をご覧ください。

議長

それでは、この議案につきましては、農林課の●●主査よりの説明を受け、農業委員会の決定を行いたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。

農林課

皆さんこんにちは。農林課の●●です。農業委員の皆様には、農地流動化推進員として平成27年度の農地利用集積を進めていただき、ありがとうございました。お礼申しあげます。では、お手元の周南市農用地利用集積計画に基づきましてご説明いたします。

まず、1ページ、2ページをご覧ください。新規367筆、面積546,710平方メートル、再設定449筆、面積674,590平方メートル、合計816筆、面積1,221,300平方メートルでした。この内、1ページの左側の総括表の2段書きの新規のところですが、358,644平方メートル、これは平成26年度から制度が開始した農地中間管理事業に係るものでございます。

次に、下の合同会社●●●●から●●●●●●●●株式会社までの記載が内訳でございまして、いずれも農地中間管理事業分につきましては、新規分ということになります。農地中間管理事業活用分が、218筆、面積358,

644平方メートルとなっております。2ページが地区別の件数ですが、335件、その内新規が138件、再設定が197件となっております。以上簡単ですが説明を終わります。

議長

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第15番

特定農業法人の場合は最終的には、受け手がない場合に範囲内で農地を守る意味から、法人が受け手となると私は理解していますが、出し手と受け手である法人の意見が違う場合、例えば利用方法に相違がでた場合ですが、出し手が断ることができるのですか。

農林課

この事業については特定農業法人に限ってはいません。担い手として位置付けられている認定農業者や農業生産法人など、農地中間管理機構に登録された方が農地中間管理事業として活用できます。ですので特定農業法人に限るというものではありません。質問の内容ですが、出し手、受け手の意向が違った場合、例えば出し手は水稻を作付けして欲しいが、受け手は野菜を栽培したいという場合だと思いますが、農地中間管理事業では双方のマッチングをします。協議の中で土地の貸し借りのマッチングはできても、作目のマッチングができないということは今後、起こりうるかも知れませんが、現在、周南市ではこのような事例はございません。

議長

●●委員さん、議案についての質疑ですので、この様な質問は個別に相談してください。

他にありませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第31番

農地中間管理事業で同じ家でも契約金額が違いますが、利用権の場合かなり金額が低く、期間も10年です。この間に農業情勢が変化した場合、変更ができますか。

農林課

変更契約ができます。

議長

個別の相談は直接、農林課へ相談していただきたいと思います。

他にはありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第9号につきまして、採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、周南市農用地利用集積計画につきましては、原案のとおり決定いたします。

次の議案第10号につきましては、第●番、●● ●●委員が代表理事となっておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限に該当いたします。

●●委員には、審議が終わるまで、退席をお願いいたします。

【第●番 ●● ●●委員 退席】

それでは、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。

議案第10号「特定農用地利用規程の認定について」

農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第24条の規定により、周南市長より、別紙のとおり、特定農用地利用規程の

認定について、諮問を受けたので意見を求める。

平成27年3月9日 提出 周南市農業委員会 会長 西田孝美

別添の別紙2「●●●●地区特定農用地利用規程（案）」をご覧ください。

議長

それでは、この諮問につきまして、農林課の●●主査より議案の説明をお願いいたします。

農林課

引き続き、農林課の●●です。よろしくお願いいたします。

平成27年2月13日に●●●●地区において「農業経営基盤強化促進法」に基づく事業である「農用地利用改善事業」を実施するため「●●●●地区農用地利用改善組合」より「●●●●地区特定農用地利用規程」の認定について申請がございました。

この申請に先立ち同組合では、平成26年12月20日に設立総会を開催しております。農用地利用改善団体の設立要件としては、その地域内の農用地の所有権や利用権などの権利を有する者の3分の2以上が構成員となっていることが必要で、同組合はこの要件を満たしております。

また、農用地利用改善事業につきましては、農業経営基盤強化促進法第23条から25条に定めがありますが、この事業は、地縁的なまとまりのある地域において、集落機能の活用を通じて、農業者等が自主的な合意のもとに、作付け地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を行う仕組みを「特定農用地利用規程」として定めて市の認定を受け、事業を実施することとなっております。この規程は、●●●●地区の農業振興を図るため、農用地の有効利用と農業経営の改善を促進することを目的に制定されたものでございます。

また、●●●●地区におきましては、担い手の高齢化、後継者不足等での耕作放棄地の増加が深刻な問題となっております。地区住民の方が共同で農地を守っていくため、この規定は定められております。

具体的な内容としましては、農作業の効率化を図るため、組合員それぞれの特性や体力に応じて必要な役割を担い、組合員全員で地域農業に参画する

こととしています。そして、組合員は過剰な投資を避け、農作業の受委託、農作業の共同化を計画的に進めるものとなっております。

さらには、地区内において労働力不足などで、自ら農用地の耕作が困難になった場合、農作業の受け手組織に委託できるとされています。

この規程におきまして農作業の受け手組織として「農事組合法人●●●●」を指定しており、法人へは地域内の農用地の2分の1以上を利用権設定などにより集積するとの目標を定めております。この規程が認定された後は、「農事組合法人●●●●」は、特定農業法人という位置付けになります。

これまで周南市では、平成16年年度の●●地区をかわきりに平成25年度までに12件、今年度には10月の●●地区、12月の●●地区まで14団体が地区内の効率的、安定的な農業経営に資するかどうかのご意見を、皆様よりいただき認定されております。今回、「●●●●地区特定農用地利用規程」を市が認定するにあたりまして、皆様のご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第10号につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第10号につきましては、承認する旨、市長に答申いたします。

【第●番 ●● ●●委員 着席】

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第12号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたし

ます。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。報告第12号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第12号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第12号を終わります。続きまして、報告第13号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第13号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は8件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第13号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第13号を終わります。

続きまして、報告第14号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の12ページ、13ページをお願いいたします。報告第14号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は9件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第14号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第27番

以前より申しあげていますが、9番ですが平成14年に4条許可されています。許可はされているが地目変更されなかったのが、原因と思うので指導をすべきだと思います。

事務局

5条の場合は問題ないと思いますが、4条の場合は許可書を交付する時には、地目変更するように気を付けて指導しています。しかし、全てが地目変更されないのが現状で何年か後に判明し、こういう事例になります。

第27番

できるだけこのようなことが、少なくなるようにということです。

議長

はい、ご意見ありがとうございます。

その他ありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第14号を終わります。

続きまして、報告第15号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の14ページをお願いいたします。報告第15号「農地法第18条の規定による通知について」を、ご説明いたします。

農地の賃貸借の解約等については、農地法第18条の規定により賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除ができないとされております。

一方、第18条第1項のただし書きの規定により、合意による解約が許可を要しないで行われた場合には、同条第6項の規定によりこれらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされております。

議案書のとおり、1件許可を要しない合意による解約が行なわれた旨の通知が、農業委員会に提出されました。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第15号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第15号を終わります。

続きまして、報告第16号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の15ページをお願いいたします。報告第16号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要

件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第16号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第16号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成27年第3回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時49分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成27年3月9日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 福田栄司

委 員 大江 静人